

## 府中地区 BBS 会 会則

(名称)

第 1 条 本会は、府中地区 BBS 会と称する。

(事務所)

第 2 条 本会の事務所は会長宅とする。

(目的)

第 3 条 本会は、非行少年の更生と、青少年の健全な保護育成への援助・協力及び会員相互の向上を図ることを目的とし、令和元年 12 月 3 日設立する。

(事業)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を実施する。

- (1) 青少年の健全育成と非行防止を目的とする啓発宣伝。
- (2) 更生保護の充実強化の促進運動。
- (3) 保護対象者に対する援助。(この場合は全て法令上の責任と権限のある機関を介して行うものとする。)
- (4) その他、この会の目的達成に必要な事業。

(会員)

第 5 条 第 3 条の目的に賛同する府中市在住及び通勤通学の青年をもって組織し会員とする。

第 6 条 本会の会員は、次の 2 種類とする。

- (1) 会の目的に賛同し入会した者
- (2) その他、会長が認めた者

(役員)

第 7 条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1 名
- (2) 副会長 1 名
- (3) 会計 1 名

2 第 1 項に定める役員は会員の互選により選出する。

3 役員の内任期は、1 年とする。ただし、再任を妨げない。

(職務)

第8条 会長は、本会を代表し、その事業を総括する。

- 2 副会長は会長を補佐し、これに事故あるときまたは欠席のときは、その職務を代行する。
- 3 会計は、事業にかかわる財産を管理する。

(会計)

第9条 会の経費は会費の収入をもってこれにあてる。

- 2 会の事業年度及び会計年度は毎年4月1日に始まり3月31日終わる。
- 3 収支計画書を作成し、これを年1回総会で報告し、承認を得る。

(総会)

第10条 本会の総会は、会員を持って構成し、年に1回開催するものとする。ただし、必要があるときは臨時に開催できるものとする。

2 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 会則の変更
- (2) 事業の変更
- (3) 事業報告及び収支決算
- (4) 役員を選任または解任
- (5) 解散
- (6) その他会の運営に関する重要項目

3 総会は会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

4 第2項に定める議決は出席者の過半数の承認を以て決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(変更)

第11条 この会則は、総会において、出席者の過半数の承認がなければ変更できない。

附則

- 1 この会則は、令和元年12月3日から施行する。